

## 本人通知制度について

### 1 制度の概要・目的

本人通知制度は、彦根市に本籍や住民登録のある方が事前に登録することにより、その方にかかる戸籍謄本や住民票の写し等を、本人の代理人または本人の代理人以外の第三者に交付した場合に、その交付した事実を登録者本人にお知らせする制度です。

この制度の実施により、戸籍謄本等の不正請求や不正取得による個人の人権侵害の防止を図るとともに、この制度の周知が、委任状の偽造や不必要な身元調査等の未然防止につながります。

### 2 登録できる方

- 彦根市に住民登録がある人（過去にあった人も含みます。）
- 彦根市に本籍がある人（過去にあった人も含みます。）

### 3 登録手続きに必要なもの

- 本人を確認する書類（運転免許証、パスポート、顔写真入りの住民基本台帳カード等）
- 代理人が申請する場合は、本人が記入した委任状および代理人の本人確認書類
- 法定代理人が申請する場合は、資格を証明する書類および法定代理人の本人確認書類

### 4 登録の受付窓口

市役所本庁1階市民課、稲枝支所、鳥居本・高宮・河瀬・亀山各出張所、人権・福祉交流会館、市民交流センター（平日のみで休日は除く。）

※ 市外在住者や疾病等により、やむを得ず来庁できない場合は、郵送により申請できます。

### 5 通知対象となる証明書

- 本籍または国籍が記載された住民票の写し（消除されたものを含む。）
- 本籍または国籍が記載された住民票記載事項証明書
- 戸籍の附票の写し（消除されたものを含む。）
- 戸籍謄本・抄本（（除籍謄抄本、改製原戸籍を含む。）
- 戸籍の記載事項証明書（除かれたものを含む。）

### 6 通知する内容（通知書に記載する事項）

- 交付年月日
- 交付証明書の種別および交付通数
- 交付請求者の種別

※ 次の請求は通知対象となりません。

- ・住民票関係では、同一世帯の方からの請求、戸籍関係では同一戸籍に記載されている方またはその配偶者、直系尊属（父母、祖父母、曾祖父母）もしくは直系卑属（子、孫、ひ孫）からの請求
- ・国または地方公共団体からの公用請求および裁判手続きや紛争処理手続きのための請求

### 7 情報の開示請求

通知された内容について、さらに詳しく確認したい場合は、彦根市個人情報保護条例の規定に基づく保有個人情報の開示請求をすることができますが、開示される内容は、彦根市個人情報保護条例の規定の範囲内での開示となります。

### 8 問合せ先

彦根市役所 市民課証明係 TEL 0749-30-6111（直通）